

焼津市立学校の教育職員に関する  
業務量管理・健康確保措置実施計画

令和8年3月  
焼津市教育委員会

## 目 次

1. 計画の趣旨・現状・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
2. 目標・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2
3. 計画の期間・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2
4. 実施する業務管理・健康確保措置の内容・・・・・・・・ 2
5. 関連する取組、今後のフォローアップについて・・・ 4

# 1. 計画の趣旨、現状

## (1) 計画の趣旨

本市では、「優しく、強く、愛しい人」の育成を教育の基本理念としている。この実現には、教育職員が自己研鑽を重ね、児童生徒一人一人に対して効果的な支援・教育を行うことが必要である。

令和7年6月の「公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法」等の改正意図を踏まえ、本市の教育職員が心身ともに健康でその職責を遂行することができるような働きやすい環境の整備と健康の保持増進に寄与し、教育の質の向上を図るために策定するものである。

## (2) 本市の現状

i) 本市では、令和3年4月に、所管に属する学校の教育職員の在校等時間の上限に関する方針として策定した、「焼津市立学校教育職員の勤務時間の上限に関する方針」により、教育職員の働き方改革の取組を推進し、また、令和5年10月には、「焼津市立学校教育職員の業務量の適切な管理等に関する規則」を定め、教育職員の在校等時間の管理及びその時間の縮減に取り組んできた。

ii) こうした取組の結果、本市における教育職員の時間外在校等時間の状況について、令和6年度は以下のとおりであった。

【令和6年度の時間外在校等時間の状況】 ※( )内は、令和5年度

	年平均	月 45 時間を 上回る割合	月 80 時間を 上回る割合
小学校	月 33.2 時間 (月 35.8 時間)	17.8% (30.5%)	0.2% (2.6%)
中学校	月 41.7 時間 (月 48.3 時間)	39.2% (47.8%)	5.2% (16.5%)

iii) 各校の業務改善並びに休日地域クラブ活動への移行により、時間外在校等時間は令和5年度と比べ減少している。しかしながら、時間外在校等時間 80 時間を上回る割合が小中学校ともに存在している。現在の取組を継続するとともに、平日地域クラブ活動への移行を推進することで、教育の質の向上のために必要な時間的余裕を創出することが必要である。

## 2. 目標

本計画において達成を目指す目標は以下のとおり。

### (1) 時間外在校等時間に関する目標

- i) 1 箇月時間外在校等時間 45 時間以下の割合を 100%にする。
- ii) 1 年間における 1 箇月時間外在校等時間の平均を 30 時間程度にする。

### (2) ワーク・ライフ・バランスや働きがい等に関する目標

- i) 年間の年次有給休暇の平均取得日数を 16 日以上とする。
- ii) ストレスチェックにおける高ストレス者の割合 10%未満を維持する。
- iii) ストレスチェックにおける健康リスクの値を 75 以下とする。

## 3. 計画の期間

令和 8 年度～令和 11 年度

## 4. 実施する業務管理・健康確保措置の内容

### (1) 「業務の 3 分類」を踏まえた業務の見直し

#### i) 学校以外が担うべき業務

○放課後から夜間などにおける校外の見回り、児童生徒が補導された時の対応

- ・放課後から夜間などにおける見回りは、焼津市青少年教育相談センター補導員が担う体制に委ねる。
- ・学校警察連絡協議会等において、児童生徒が補導された時の対応については、保護者が第一義的な責任を負うことについて認識を共有する。

○保護者等からの過剰な苦情や不当な要求等の学校では対応が困難な事案への対応

- ・事案の状況に応じて教育委員会が間に入り、弁護士との連携、学校と保護者の調整を図りながら解決に向けて学校と協力して対応していく体制を構築する。

ii) 教師以外が積極的に参画すべき業務

○調査・統計等への回答

- ・調査内容を精査し、回答方法の効率化を図ることを通して、市から学校に発出される調査の事務負担を軽減する。

○部活動

- ・平日地域クラブ活動への移行を推進し、休日の活動も含め、全ての部活動の地域展開を目指す。

○ICT 機器・ネットワーク設備の日常的な保守・管理

- ・教育委員会(GIGA 室)と連携を図りながら、持続可能な保守・管理体制を構築する。

iii) 教師の業務だが、負担軽減を促進すべき業務

○授業準備

- ・各校に教員業務支援員(SSS)等の支援スタッフを配置し、教材等の印刷や物品等の準備その他の補助的な業務を支援する。
- ・デジタル技術の活用を促進する。

○学校行事の準備・運営

- ・学校行事等に係る関係機関との日程調整、物品の準備等の業務について、教師と事務職員及び教員業務支援員(SSS)等の支援スタッフとの協働を促進するとともに、必要に応じ、業務委託その他の方法も検討する。

○支援が必要な児童生徒・家庭への対応

- ・児童生徒の課題の状況に応じ、養護教諭のほか、学校に所属するスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、医療的ケア支援員、学びの充実サポーター、特別支援学級支援員等の支援に加え、医療若しくは福祉に関する専門人材又は日本語指導に係る支援員等による効果的な支援が期待される業務について、教育委員会も関わりながらこれらの人材と教師の協働を促進する。

(2) 学校における措置の推進

- i) 各学校の教育課程における年間総授業時数や週当たり授業時数については、学習指導要領改訂準備期間を鑑みた上で、年度当初の段階で真に必要な時数となるよう設

定する。

- ii) デジタル技術の活用により、職員間における情報共有のデジタル化やサービス管理などの校務を効率化する。

### (3) 教育職員の健康及び福祉の確保に関する取組

- i) 終業から始業までに 11 時間以上の継続した休息时间(勤務間インターバル)の確保に努める。
- ii) 1 箇月時間外在校等時間が 80 時間を超えた教育職員は、管理職との面接を行い、希望者に対しては医師による面接指導を行う。
- iii) ストレスチェックの実施率を 100%にし、実施後の集団分析の結果等も活用して職場改善の推進を図る。
- iv) 年次有給休暇についてまとまった日数連続して取得できるよう、各学校に対して取得を促進する。

## 5. 関連する取組、今後のフォローアップについて

- (1) 取組の着実な実行を図るため、市内の教育職員の在校等時間の状況を把握し、毎年度本市の HP で公表するとともに、定例の教育委員会及び総合教育会議において報告することとする。
- (2) 学校での児童生徒等の支援に当たる医療・福祉に関する人材の確保に当たり、関係部局・関係機関とともに取り組む。
- (3) 時間外在校等時間にかかる目標の達成状況については、本市で導入している出退勤管理システム(yaeasy)で把握し、その他の目標については、本市で導入しているストレスチェックの結果から把握する。
- (4) 教育委員会において、各学校の状況を確認し、本計画の内容に照らして課題が見られるときには、当該学校に聞き取り、指導等を実施する。特に、時間外在校等時間

が長時間となっている状況が数ヶ月続いている教育職員がいる学校や、常時業務の持ち帰りをしている教育職員がいる学校、休憩時間に会議を入れる等、休憩時間の確保に課題がある学校に対しては、当該年度中にも速やかに状況が改善されることを目指し、当該学校に対する個別の支援・指導を実施する。

- (5) 各学校における働き方改革の取組が進むよう、様々な機会を捉え各学校へ本計画の周知を行うとともに、管理職向けにマネジメント等に関する研修を充実させるなど、教育委員会からの支援を強化する。各学校においては、校長をはじめとした管理職のリーダーシップのもと、学校運営協議会における協議等も踏まえつつ、本計画に基づき、教育職員の働き方改革に向けた取組を実施する。
  
- (6) 保護者、地域の理解を促進するため、市長部局と連携し、保護者や地域の各自治会等に対して、本市における「業務の3分類」をはじめとする業務量管理・健康確保措置の内容について周知を行うとともに、具体の項目について協力を得られるよう取り組む。